

## 第7章 その他の環境保全対策

### 第1節 公害紛争・公害苦情の処理

#### 1. 千葉県公害審査会

公害に係る民事紛争の迅速かつ適正な解決を図るために、「公害紛争処理法」に基づき、行政機関で処理する紛争処理制度が設けられています。

紛争処理機関としては、国に公害等調整委員会、県に公害審査会が設置されており、公害等調整委員会は裁定並びに重大事件及び広域処理事件等の紛争のあっせん、調停、仲裁を行い、また公害審査会は公害等調整委員会で扱う以外の紛争のあっせん、調停、仲裁を行っています。

千葉県公害審査会は15名の委員で構成されており、46年3月の設置以来18年3月末までに54件の調停事件の処理に当たりました。

15年度に、係属中の調停事件が終結した後、新規の取扱いはありませんでしたが、18年度は新たに道路振動公害に係る調停の申請があり、18年9月末現在、調停事件1件について手続を進めています。

#### 2. 公害苦情相談

##### (1) 公害苦情相談員

公害に関する苦情については、公害苦情相談員らが、住民からの相談あるいは苦情に対する調査、指導及び助言を行うことによりその解決に努めています。

公害苦情相談員は、「公害紛争処理法」第49条の規定により設置されるもので、県及び12市町において設置されています。

18年3月末現在、県では「千葉県公害苦情相談員設置規程」に基づき環境生活部関係各課、各県民センター・県民センター事務所に42名が、また市町村では83名が配置されています。

なお、公害苦情相談員のほかにも、県で94名、市町村で475名の職員が苦情の処理に当たっています。

##### (2) 公害苦情件数

公害苦情種類別新規受理件数の年度別推移は表2-15-1のとおりであり、17年度の新規受理件数は5,112件（県453件、市町村4,659件）です。

苦情内容を種類別に見ると、典型7公害については、大気汚染に関するものが最も多く、次いで騒音に関するものとなっており、この2種類で典型7公害の苦情の3分の2を占めています（表2-7-1）。

また、苦情件数を主な発生原因別に見ると、焼却（野焼き）1,416件、廃棄物投棄988件、工事・建設作業470件などとなっています。

表2-7-1 公害苦情種類別新規受理件数の年度別推移

年度 種類別	15		16		17	
	件	%	件	%	件	%
典型7公害	2,865	50.7	3,108	60.6	3,127	61.2
大気汚染	1,168	20.7	1,390	27.1	1,499	29.3
水質汚濁	242	4.3	229	4.5	195	3.8
土壤汚染	30	0.5	12	0.2	12	0.3
騒音	599	10.6	694	13.5	677	13.3
振動	96	1.7	112	2.2	108	2.1
地盤沈下	2	0.0	0	-	1	0.0
悪臭	728	12.9	671	13.1	635	12.4
典型7公害以外	2,783	49.3	2,020	39.4	1,985	38.8
計	5,648	100.0	5,128	100.0	5,112	100.0

### 第2節 環境犯罪の取締り

#### 1. 廃棄物事犯

##### (1) 事犯の傾向と対策

本県は、一時期、全国の4割に相当する産業廃棄物が不法投棄される状況にありましたが、行政機関による指導及びこれと併行した取締りにより、大規模な不法投棄事犯は影をひそめました。しかしながら、産業廃棄物の処分代金を浮かせるため不適正処理する事業者は後を絶たず、小規模かつゲリラ的な、いわゆる捨て逃げ型の不法投棄事犯や自社処理あるいはリサイクルを仮装した脱法的事犯は依然として行われており、その手口はますます悪質・巧妙化しております。加えて、廃家電

製品や粗大ゴミ等その処分に費用を要する一般廃棄物の不法投棄事犯が増加傾向にあります。

このような県内の環境情勢を踏まえ、諸事犯に的確に対応し早期解決を図り、環境破壊に繋がる事犯の拡大防止に努めるとともに  
○地域の生活環境を著しく破壊する事犯  
○行政の指導を無視して行われる事犯  
○暴力団の関与する事犯  
等の悪質な事犯を重点に取締りを推進しております。

## (2) 取締り状況

17年中に検挙した主な事例は、  
○自社の小規模処分場に、他社の事業活動により排出された建築廃材等の廃棄物の処分を請負い無許可で処分業を営んでいた業者及び無許可処分場と知りながら廃棄物を処分委託していた業者ら62人を検挙した事犯  
○産業廃棄物の処理業の許可が無いにもかかわらず、廃プラスチックや廃自動車、廃タイヤなどの産業廃棄物の処分を請け負っていた事業者及び同廃棄物を委託していた業者ら53人を検挙した事犯  
○自社の廃棄物しか処理してはならない小規模産業廃棄物処理施設において、他社の事業活動で排出された廃棄物を受け入れ、無許可で処分業を営んでいた事業者及び無許可処分場と知りながら処分委託していた業者ら18人を検挙した事犯

があります。

## 2. 海上環境事犯

### (1) 傾向と対策

千葉海上保安部管内で発生した海洋汚染の状況は、船舶及び臨海事業場からの油等の排出事犯は、6件と前年と同件数です。

また、赤潮・青潮の発生件数については、17年は赤潮0件（前年1件）、青潮3件（同5件）となっています。

このため、千葉海上保安部（含む木更津海上保安署）では、悪質な事犯に重点を置き情報収集活動と計画的な監視取締りを実施するとともに、海洋環境保全思想の普及を目指して、一般市民に対する啓発活動を実施しています。

また木更津海上保安署では、8箇所の漁業協同組合によって海苔・あさりの養殖等が営まれていますので、港湾関係団体及び船舶所有者に対し、油等による海洋汚染防止について、積極的な指導取締り並びに一般市民等に対し啓蒙活動を行っています。

### (2) 取締りの状況

17年中は、通常の取締りの他、例年どおり6月及び11月に「一斉指導取締期間」（公開）を設け、海陸一体となり海上環境事犯の集中的な取締りを実施しました。

主な検挙事例としましては、

- ・県内の漁港において、遊漁船の船長がビルジボ

表2-7-2 廃棄物事件の検挙状況（件）

	廃棄物の処理及び清掃に関する違反								合計	
	産業廃棄物事犯					一般廃棄物事犯				
	無許可処理業	不法投棄	委託違反	管理表不回付	その他	不法投棄	その他			
17年	10	66	180	177	29	65	1	528		

表2-7-3 海上環境事犯の検挙状況（件）

法令態様別 年別	海洋汚染及び海上災害の 防止に関する法律違反				水質汚濁防止違反			廃棄物の処理法及び 清掃に関する法律違反			港則法違反		計
	油類等 排出	廃棄物 投棄	その他	計	排出基 準違反	その他	計	廃棄物 投棄	その他	計	脱落防 止関係	計	
17年	5	1	0	6	0	0	0	0	0	0	2	2	8

ンプを使用し油分約12リットルを含むビルジ約41リットルを故意に港内に排出した被疑者等を検挙した事犯

- ・袖ヶ浦にてガット船が荷役後、船倉内に残留し不要となった碎砂約3.26トンを備え付けのクレーンを使用して付近海域に故意に投棄した被疑者を検挙した事犯
- ・木更津港においてガット船の機関長がボタン操作を誤りA重油約2リットルを付近海上へ流出させたとして検挙した事犯

があります。

なお、同年中の海上環境事犯の検挙状況は、表2-7-3のとおりです。

### 第3節 環境保全に関する調査・研究の推進

#### 1. 環境研究センターにおける調査・研究の推進

環境研究センターは、環境研究所、水質保全研究所、廃棄物情報技術センターの独立した3機関を統合し、大気・水質・地質の環境質や廃棄物・化学物質問題などの総合環境研究機関として13年4月に新たなスタートをしました。14年度には環境研究センターとしての調査研究活動を充実発展させ円滑に進めるため、

- 環境研究センターにおける調査研究業務の運営と調査研究課題の内部評価を行うことを目的とした「評価運営会議」の設置。
- 環境研究センターの各部が協力して取り組む重点プロジェクトとして「印旛沼をモデルとした特定流域圏における環境改善と再生に関する研究」を中心とした第1期研究活動計画(15年度～19年度)の策定。

の制度及び計画の整備を行い、15年度からこれら制度の運営とともに研究活動を着実に進めています。

また、「千葉県試験研究機関の試験研究評価に関する指針」(15年7月施行)に基づく、外部専門家等による試験研究機関全般の評価(機関評価)及び研

究課題の評価(課題評価)結果を受け、研究手法等の変更や研究機関としての運営改善等に反映するよう努めています。

17年度の詳しい研究成果は「千葉県環境研究センター年報」に詳述されていますが、センター各部の概要については次のとおりです。

大気部は、大気関係2研究室と騒音振動関係1研究室において、大気汚染、悪臭、騒音・振動に関する環境対策の効果的な運用に必要とされる課題、並びに環境中の放射能について調査研究を行っています。

また、廃棄物・化学物質部は、廃棄物研究室と化学物質研究室において、廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理に関する調査研究、大気、水質、廃棄物等に係るダイオキシン類を中心とした化学物質に関する調査研究等を行っています。

さらに、水質地質部は、水質環境研究室と地質環境研究室において、水環境の保全、地盤沈下、地質汚染及び地震災害防止等の諸対策を効果的に推進するために必要な課題について調査研究を行っています。

なお、各研究室ごとの主要研究課題の進捗状況は次のとおりです。

##### (1) 大気部大気環境研究室

17年度の主な調査研究は以下のとおりです。

大気汚染の解析及び汚染物質の移流・拡散については、高濃度オキシダント発生の原因を明確にするため、国立環境研究所と他の自治体との共同研究に参画し、基礎解析を行いました。ヒートアイランドと高濃度オキシダントとの関連を研究するグループでの検討結果では、ヒートアイランドの縁辺部に高濃度域が現れやすいうことなどがわかつてきました。今後引き続き、生成・消滅過程を考慮に入れた、オキシダント濃度の上昇要因を探っていくことが必要です。

ガス状汚染物質については、石油化学コンビナート周辺における有害大気汚染物質の濃度レベルや経年推移を把握するために、平成13年度以降、周辺地点で連続測定を実施してきました。当該地域におけるベンゼン濃度は、低下傾向が見られる

ものの、17年度も環境基準を達成できていない地点があるなど、ベンゼン等一部の物質については、より一層の排出削減が必要と考えられます。

また、有害大気汚染物質のうち千葉県における大気環境リスクが高く優先的に取り組む必要がある物質について、拡散シミュレーションにより環境濃度を面的に予測し、毒性評価の結果との比較から大気環境の広域及び地域的なリスク評価を実施しました。これらの結果は事業者に対する今後の指導方針を策定するための基礎資料として有用なものと考えられます。

浮遊粒子状物質については、昭和56年度以降、関東粒子状物質共同調査を1都9県4市(16年度)が夏期・冬期に共同実施してきました。過去8年間(平成9年から平成16年)について、浮遊粒子状物質対策の基礎資料とするために、トレンド解析、発生源寄与の推定と将来予測を含めた解析を実施しております。また、人体影響が問題となっている特定粉じん(アスベスト)について、新たに、飛散・非飛散性アスベストの解体現場周辺調査の実施に向けた取り組みを開始しました。

大気汚染発生源調査については、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づき、工場・事業場等固定発生源から排出されるばいじん及び有害物質等の排出基準、排出抑制基準等に係る立入検査を行っています。また、新たに平成18年度から規制対象となる揮発性有機化合物及び未規制の有害大気汚染物質の発生源と考えられる工場についても排出実態、排出抑制対策について調査研究を行っています。

17年度は「大気汚染防止法」に基づくばい煙発生施設に係る排出基準の遵守状況の確認のため立入検査を5事業所5施設で実施し、改善確認立入検査を1事業所1施設について実施しました。「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づくダイオキシン類特定施設に係る排出基準の遵守状況の確認のため立入検査を3事業所について実施しました。

また、揮発性有機化合物については、平成14年度PRTR届出データを参考に、揮発性有機化合物を

50t以上排出している工場を13ヶ所選定し、実態把握を行いました。

有害大気汚染物質については、1,2-ジクロロエタンを対象物質として酸化エチレン誘導体製造施設1工場について夏期と冬期に調査を行いました。

## (2) 大気部自動車排気ガス研究室

当研究室では、自動車排気ガスによる汚染実態の解明、自動車交通流の円滑化策に関する調査研究を行っています。

平成17年度には、ディーゼル車から排出されるDEP(ディーゼル排気微粒子)汚染実態等を解明するため、平成14年度から柏大津ヶ丘自動車排出ガス測定局周辺において5ヶ年計画で実施している

「道路沿道周辺環境調査」を継続実施し、DEP汚染等についての検討を重ねました。また、自動車交通流の円滑化策についてより詳細な調査を実施するため、新たに導入した「車載式ディーゼル自動車排気ガス測定装置」の性能について試験し、自動車走行状態とNOx等の大気汚染物質排出状況について調査する体制を確立しました。さらに、自動車NOx・PM法に基づき事業者から県に提出されている「自動車使用管理実績報告書」から、県内の「営業用トラック・バス」を除く業務用自動車の走行実態について解析、取りまとめを行いました。

また、健康影響の懸念される微小粒子については、「PM2.5(粒子径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子)」を対象として野田地域の一般環境及び道路沿道地域での測定を開始し、環境大気中におけるPM2.5濃度の実態と自動車排気ガスの影響についての検討を始めました。

## (3) 大気部騒音振動研究室

当研究室では、騒音振動に関する調査研究を行っており、17年度の主な調査研究は以下のとおりです。

東京国際空港周辺の航空機騒音常時監視データの解析結果から、本県においては風向きによる離着陸コースの違いから騒音の日変動が大きく、環境基準として定められたWECPNLの年間平均値よりも1日ごとのWECPNL値の方が住民の体感に近

いことがわかりました。このため、1日ごとのWECPNL値が環境基準を満たすような騒音対策メニューを提案しました。

また、地域の音環境の総合評価手法に関して、コンビナート地域の工場騒音に加え、航空機騒音、自動車騒音の卓越している地域における20日間の連続測定を行い、航空機騒音の寄与の状況を Leq（等価騒音レベル）により算出しました。

道路交通振動等の測定・評価について、①人体に感じる振動は大型車に起因すること②大型車の振動をとらえるには現行測定間隔（5秒ごとにサンプリング）ではサンプリング間隔が広すぎるここと③大型車の振動をとらえるには現行の測定時間（5秒ごとに100回サンプリング）では、短すぎること④測定時間を25分以上とし、感覚閾値以上の最大値を評価することにより苦情に対応できることがわかりました。

これら調査研究で得られた知見をもとに、市町村等に対する技術支援も進めています。

#### （4）廃棄物・化学物質部廃棄物研究室

当研究室は、廃棄物の減量化・再資源化に関する調査研究と適正処理技術に関する調査研究事業を行っています。

廃棄物の減量化・再資源化に関する調査研究においては、減量化・再資源化手法のひとつである溶融スラグについて製品としての利用を拡大するため、スラグの製造過程における粒度分布等の品質変動を調査し、品質管理手法を検討するための基礎データを蓄積しました。また、木質チップを用いた有機性廃棄物の減量化技術については、各種廃棄物についての実験データを積み上げ、継続して研究を進めています。さらに、廃棄物に関する法律・条例や社会状況の変化に伴う廃棄物の量・質の変化や処理事業における問題点の抽出・検討を継続して行っています。

廃棄物の適正処理技術に関する調査研究については、6年度から継続して調査している最終処分場の廃棄物層の層相・物性の調査を目的としてボーリング調査を引き続き実施しました。また、ボーリング地点に観測井を設置して、廃棄物層内の水

の挙動を把握するとともに、観測井の水を定期的に採水・分析することで廃棄物の安定化に伴う水質変化について調査しています。さらに、県内各処分場における水処理方法の最適化に向けて基礎データの収集を進めています。このほか、非破壊手法により廃棄物層を探査する手法の開発を進めています。

#### （5）廃棄物・化学物質部化学物質研究室

当研究室は、ダイオキシン類を中心として化学物質に関する調査研究を担当し、汚染及び発生源の実態、汚染機構、分析法の改善・開発等について調査研究を行っています。

ダイオキシン類に関しては、常時監視事業の中で環境大気、環境水、土壌等環境各圈の測定について担当分を分析する他、委託測定値の評価及び精度管理について技術的な行政支援を行っています。

また、昨年度に引き続きダイオキシン類対策特別措置法に基づく排水及び排ガスの立入検査のダイオキシン類異性体、同族体の濃度データをデータベース化し、環境での異常値検出時などにおいて参考にする発生源データとして整備しています。

ダイオキシン類以外の化学物質に関しては、最終処分場浸出水を始めとした様々な試料について、補集法・分析法の検討・開発を行っています。新しい分析手法として環境省から LC/MS/MS（高速液体クロマトグラフ／質量分析計）の貸与を受けて化学物質の分析法の開発に取り組んでいます。さらに、化学物質の環境モニタリング手法の一つとして、イムノアッセイ法、DNAマイクロアレイ法等の生物学的手法を用いた方法についての検討を行っています。

#### （6）水質地質部水質環境研究室

当研究室は、公共用水域（海域・河川・湖沼）についての調査研究、および事業場排水、生活排水等の処理技術とその対策について調査研究を行っています。

海域（東京湾）に関する研究としては、赤潮・青潮の発生状況に関する調査及び発生状況の経年的な把握等を目的に、調査船による実測、リモートセンシングを活用した調査を行いました。また、

一都二県の共同で東京湾水質の長期変動とその要因について研究を行いました。

河川に関する研究では、印旛沼流入河川である桑納川、神崎川についての前年度までの調査結果を解析し、中小河川の流出特性及び自浄作用についてのまとめを行いました。また、県内河川の窒素類の濃度の推移とその要因について研究を行いました。

湖沼に関する研究では、プランクトンの同定・計数を迅速、効率よく行える汎用性のある画像解析処理システムの開発を行いました。また、環境省からの委託調査として「湖沼水質保全計画策定支援調査」を実施し、湖沼水質汚濁機構を解明するための適切な水質指標について考察しました。さらに、センター内重点プロジェクトとして「印旛沼をモデルとした特定流域圏における環境改善と再生に関する研究」を中心的に遂行し、印旛沼流域水循環健全化会議に専門家委員として参加しました。

事業場排水処理技術とその対策については酵母菌を利用した排水処理を行っている事業場の調査を実施し、酵母処理施設の特徴について整理しました。その概略は環境生活部の小規模事業場指導マニュアルに記載しました。

また、養豚業2施設、排水基準を超過していた弁当製造業、ヒ素が基準値を超過した医薬品製造業、放流水に苦情のあった30m<sup>3</sup>/日未満の水産食料品製造業及びでんぶん製造業4事業場の実態調査を行い、行政指導のための基礎資料としました。

生活排水に関しては、小型合併処理浄化槽16基についてメンテナンスの前後の排水水質を調査し、浄化槽排水の採水はメンテナンス前に実施することが適切であることが分かりました。また、生活用品について、全窒素が高濃度である生活用品中の各態窒素を分析しました。さらに、生活用品を環境水に溶かした時のりんの形態の経時変化を調査し、歯磨き剤、ボディシャンプー中のりんの多くが富栄養化に影響するりん酸態りんに変化することが分かりました。

水域における水質浄化技術に関しては印旛沼流

域で河川水にりん除去施設を適用する場合の候補地を検討し、地点ごとのりん負荷量を求めました。その結果、同流域では大規模な施設の設置好適地ではなく、小規模の施設を設置するのであれば三咲川が適していることが分かりました。

その他、化学物質環境汚染実態調査（環境省委託）、分析委託機関の精度管理、環境学習等の啓発事業を行いました。

#### （7）水質地質部地質環境研究室

当研究室では、地盤沈下等のリスクを最小限に抑えて持続的に地下水や天然ガスなどの地下水の涵養・地下流体資源の利用を行っていくための地下盆地管理の研究、地質環境保全に係る地層の液状化や地震などの地質災害低減のための研究、また、地質汚染の除去と防止並びに地質環境情報の管理を中心に調査研究を行っています。

17年度は、地下水盆地管理に関する調査・研究としては、地下水位・地盤沈下観測井戸や水準点など地質環境モニタリングシステムからの観測記録をデータベース化し、これらは地下水位・地層収縮年表及び地下水位図としてまとめ公表しました。また、一部の観測所においてテレメータ化の実験を継続したほか、自噴井の地下水圧の連続観測も継続しました。

また、雨水浸透枠による地下水の涵養実験を下総台地で行っており、浸透枠設置時の方が地下水位が高くなるという基本的な効果が明らかになってきました。

地層の液状化一流動化に関する研究では、1987年の千葉県東方沖地震の際に液状化一流動化した場所で、高密度の簡易貫入試験とオールコアボーリングにより被害地の地質環境の把握を行い、下総台地内の谷津田の造成盛土層の浸水層構造など地層の堆積状態と液状化一流動化被害との関係が明らかになりました。また、10月の中越地震の被害調査では、盛土層が液状化し被害を拡大していること、深部断裂を伴う地質構造が地震動や被害に影響を与えていたことが明らかとなりました。

強震動に関する研究では、地震時の震動特性をとらえ、地質環境に及ぼす影響を明らかにして地

震防災に役立てるため強震観測を継続し、16年度の観測記録のとりまとめを行いました。これらの観測記録をもとに表層地質と地震動との関係や長周期振動について解析、検討を進めました。さらに、一般公開中の強震動波形データベースに新規データを追加し、従来のデータと併せて希望者に配布しました。

地質汚染に関する調査研究としては、県内市町村での地質汚染問題に対処するために、調査対策を実施する事業者(市町村等)に対して地質構成や水文地質構造など原因究明及び浄化対策に係る研究情報を提供するとともに、具体的な技術指導を行っています。

17年度は、関係市町村に対し有機塩素系溶剤等による地質汚染の機構解明と原因調査及び汚染除去対策の技術的指導を行いました。また、ガソリン等の石油による地質汚染現場の機構解明と浄化対策の立案に向けた技術協力を进行了。さらに、硝酸性窒素による地下水汚染では、香取地区において汚染機構を解明するとともに、印旛地区でも調査を進めています。

残土石埋立地における地質汚染及び災害を防ぐための調査研究としては、埋立・盛土予定地の現地調査等の技術的援助を行い、これらのデータの蓄積により適正立地のためのモニタリング手法や跡地利用についての検討を行っています。17年度は、県内の残土石層の技術指導を行うとともに、佐原市本矢作での六価クロム地質汚染の改良現場の地下水の水質監視を継続しました。また、養老川中流の旧廃棄物埋立地から汚染地下水が流出している現場で、その流出機構の解明調査を協力して行いました。

地質環境情報整理事業としては、地質環境、土地利用、地盤災害等の問題解決の指針とするため、県内の地質環境情報資料を統一的に整理し、地層の液状化、地質汚染、地盤沈下問題に即応できるようにすると同時に、環境災害、資源行政への地質情報サービスを行っています。17年度末までに約34,000本の地質柱状図を収集・蓄積しました。これらの地質柱状図の庁内利用も進んでおり、15

年1月から、広く県民が利用できるよう、インターネットによる公開を行っています。

## 2. 手賀沼親水広場における水質浄化・環境保全啓発活動

手賀沼親水広場は、県民が手賀沼と親しむ憩いの場として、また水と人との関わりを学びながら手賀沼の浄化について考える拠点施設として一般県民や地域活動に提供しています。17年度の利用者数は13万9,611人であり、3年度開設以来の累計利用者数は212万8,667人を数えています。

17年度は、水や自然環境についての環境学習の場として、年間を通して、小中学生を対象とした「手賀沼水辺探検隊」をはじめ、夏には親子を対象に「手賀沼船上学習会」を開催しました。

また、手賀沼の水質保全及び環境問題に広く関心をもってもらうために、地元環境ボランティア等の協力を得て隔週日曜日に当日の来場者を対象として「手賀沼ウォッチング」による船上見学等を実施し、沼の浄化に協力を求めるとともに豊かな自然、歴史、文化等を紹介しました。

**表2-7-4 手賀沼親水広場「水の館」の累計利用者数  
(地域別内訳) (17年度末現在)**

地域の市	その他の県内	県外	計
1,444,438人	340,241人	343,988人	2,128,667人

(注) 地域の市=松戸市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・印西市・白井市

## 第4節 融資・助成制度

県では、中小企業者等が行う環境保全施設等の整備事業や公害防止のための工場等の移転事業に対し融資を行うとともに、市町村が公害関係測定機器等の整備を行う場合には補助金を交付し、公害の測定分析・監視体制の整備充実を計っています。

## 1. 「千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資制度」による融資制度

### (1) 概要

環境保全施設等の新設、購入若くしほ改善又は公害防止のための工場等の移転を行う中小企業者のうち、資金の調達が困難な者に対し必要な資金

を融資するとともに、利子の一部を補助してきました。

また、18年2月より、融資対象にアスベスト除去工事を追加するとともに、同年4月からはエネルギー有効利用施設を地球温暖化防止施設に変更しました。

表2-7-5 融資条件

年度	原資	融資枠 (継続分も含む)	融資利率	利子補給率	融資限度額	融資期間	融資対象
12	(千円) 200,000	(千円) 800,000	年2.5%	年1.4%	(施設整備) 中小企業者 50,000千円 組合 60,000千円 (移転) とともに 80,000千円	7年以内 (割賦償還、据置 期間1年以内) *中小企業者 50,000千円超 組合 60,000千円超 は10年以内	①施設整備資金 ばい煙処理施設、粉じん 処理施設、汚水処理施設、 地下水汚染浄化施設、騒 音・振動防止施設、地盤 沈下防止施設、悪臭防除 施設、化学物質汚染等防 止施設、エネルギー有効 利用施設、低公害車等、 造成緑地、廃棄物処理施 設、ダイオキシン類排出 抑制施設、小規模廃棄物 焼却炉、容器包装廃棄物 再商品化施設、環境管理 システム認証関連施設 ②工場移転資金
13	500,000	2,000,000	〃	〃	〃	〃	上記①に、自動車から排 出される粒子状物質を低 減するために有効なもの と認められる自動車又は 自動車に装着する装置を 追加
14	500,000	2,000,000	年2.3%	年1.3%	〃	〃	〃
15	500,000	3,000,000	〃	〃	〃	〃	〃
16	1,200,000	4,800,000	〃	〃	〃	〃	〃
17	700,000	2,800,000	〃	〃	〃	〃	上記①に、アスベスト除 去工事を追加
18	570,000	2,280,000	〃	〃	〃	〃	上記①のエネルギー有効 利用施設を地球温暖化防 止施設に変更

表2-7-6 中小企業環境保全施設整備資金融資利用状況

(融資額の単位：千円)

		移転	汚水 処理 施設	ばい煙・ 粉じん処 理施設	自動車等低 公害化施設	騒音・ 振動防 止施設	悪臭 防除 施設	廃棄物 処理施設	アスベスト 除去 工事	計
15	融資件数	—	—	—	264	—	—	—	—	264
	融資額	—	—	—	2,031,121	—	—	—	—	2,031,121
16	融資件数	—	1	—	28	—	—	—	—	29
	融資額	—	50,000	—	253,636	—	—	—	—	303,636
17	融資件数	—	1	—	9	—	—	—	1	11
	融資額	—	28,000	—	65,520	—	—	—	20,000	113,520

## (2) 利用状況

17年度の融資件数は11件、融資総額は113,520千円でした。

**表2-7-7 年度別利子補給額** (単位：千円)

年度	15	16	17
利子補給額	10,724	29,136	26,324

## 2. 「千葉県公害関係測定機器等整備事業補助金交付要綱」による補助制度

### (1) 概要

市町村が行う公害関係測定機器等整備事業に要する経費の一部を補助し、生活環境の保全等に資する施設整備の推進を図ります（表2-7-8）。

### (2) 補助状況

17年度は、4団体に対し総額4,449千円を補助しました（表2-7-9）。

**表2-7-8 補助内容**

対象機器	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭及び地盤沈下等に係る測定分析、監視研究等に使用する機器のうち主要なもので、1基当たり100万円以上の整備経費を要するもの。ただし、国から国庫補助が採択された機器は対象外。
補助率等	経費から（1団体当たり200万円以上であることを要す。）国庫補助金及び起債額を控除した額の4分の1（財政力指数が1以上の市町村にあっては5分の1）以内。ただし、テレメータシステムの整備事業にあっては、4分の1（新規事業にあっては、2分の1）以内。テレメータシステムの経費を除き、1市町村当たりの補助限度額は500万円。

**表2-7-9 公害関係測定機器等整備事業補助状況**

(補助額の単位：千円)

区分		大気汚染	水質汚濁	騒音・振動	地盤沈下	悪臭	公害一般	計	市町村数
15	機器数	6	—	1	—	—	—	7	4
	補助額	3,881	—	662	—	—	—	4,543	
16	機器数	6	—	4	—	—	—	10	5
	補助額	3,408	—	2,650	—	—	—	6,058	
17	機器数	9	—	1	—	—	—	10	4
	補助額	3,787	—	662	—	—	—	4,449	

## 第5節 特定工場における公害防止組織の整備

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、特定工場を設置する事業者は、工場内に公害防止管理者等から成る公害防止組織を整備し公害の防止に努めることとされています。同法の対象となる特定工場は、製造業、電気・ガス・熱供給業に属し、かつ、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設のいずれかを設置している工場です。

公害防止組織は、公害防止対策の責任者でもある「公害防止統括者」及び公害防止対策の技術的事項を管理する「公害防止管理者」、更には一定規模以上の特定工場における「公害防止主任管理者」から成り、それぞれ代理者の配置が義務づけられています。

これら公害防止管理者、公害防止主任管理者及び代理者は、工場に設置された施設や規模ごとに区分された国家試験等により資格を取得した者から選任することとされており、また、これらを選任又は解任した際は知事（一部は市町村長）に届け出なければなりません。

なお、県は（社）千葉県環境保全協議会を通じ、公害防止管理者等の育成及び知識・技術の向上を図っています。

## 第6節 関係地方公共団体との協力の推進

### 1. 近隣都県との協力の推進

公害防止を実効あるものとし積極的な環境保全施策を展開するためには、都県を越えた広域的な調査や情報・資料の交換を行い、より有効な対策を編み出していくことが大切です。また、都県間の調整を円滑に進め、国への働きかけを協力して進めていくことも必要です。これらのため本県では、八都県市首脳会議、関東地方知事会関東地方環境対策推進本部、関東甲信越静環境美化推進連絡協議会などを通じて近隣自治体との協力を進めているところです。

### 2. 市町村等との協力の推進

環境保全施策は、人口密度、土地利用の実態、住民のニーズ等地域の特殊性を十分配慮し、市町村や地域の住民、関係団体の協力を得ることによってきめ細かで着実な成果を上げることができます。そこで本県では、印旛沼水質保全協議会、手賀沼水質浄化対策協議会、千葉県環境行政連絡協議会などを通じて身近な生活環境の保全に努めるとともに、県と市町村及び市町村相互の有機的な協力関係を推進しています。

## 第7節 市町村の環境保全対策

市町村の環境施策は、地理的条件、住民意識の差異等地域の特殊事情を反映するものであり、本県の環境行政体系において重要な役割を果たしています。

17年度の市町村環境行政状況調査結果によると、その概況は次のとおりです。

### 1. 公害監視測定体制

環境の現況を把握し有効な施策の確立を図るために、市町村においても公害の監視測定体制の整備、充実に努めています。

現在、市町村が常時及び定期監視を行うために

設置している大気汚染、騒音、振動関係の測定箇所は東京湾臨海部に多く集まっており、水質汚濁関係の測定箇所は県内全般に分布しています（表2-7-10）。

表2-7-10 市町村の公害監視測定箇所数

測定 市町村	測定点			
		常時	定期	計
大気汚染関係	27	124	181	305
水質汚濁関係	37	0	1,138	1,138
騒音関係	26	22	337	359
振動関係	20	0	125	125

### 2. 公害防止協定

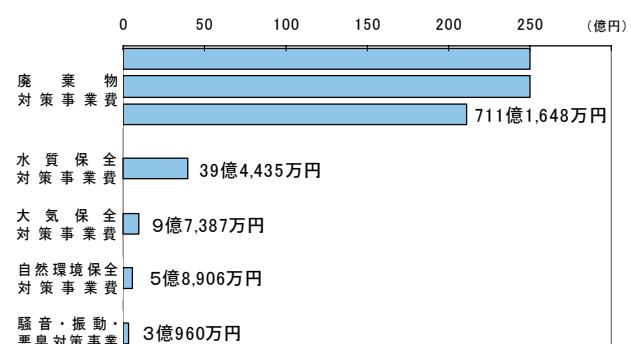
現在、37市町において、総数851企業との間で公害防止協定（県、市町村、企業三者協定は除く。）を締結しており、企業から発生する公害を防止することにより住民の良好な生活環境の確保を目指しています。

市町村別では、野田市（225社）、柏市（109社）、市川市（76社）で締結企業が多く、企業の種類別では、鉄鋼・金属（171社）、食料品（77社）、化学（71社）等が多くなっています。

### 3. 環境保全対策予算

市町村では財政のひっ迫した状況のなかで、多様化する環境問題に対応すべく環境保全対策予算の確保に努めています（図2-7-1）。

図2-7-1 市町村における主な事業別予算  
(18年度当初予算)



## 4. 融資・助成制度

現在、千葉市ほか11市では、中小企業者が行う公害防止事業を対象として融資・助成制度を実施しており、17年度の実績は融資2件2,500万円、助成1件、13万円となっています。

なお、融資・助成制度が設けられている市町は次のとおりです。

- ・千葉市、松戸市、野田市、茂原市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市

また、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止対策として合併処理浄化槽設置促進を図る補助制度を54市町村（習志野市、浦安市を除く）で実施しています。

## 5. 公害苦情相談

17年度において市町村が新規に受理した苦情件数は4,659件です（図2-7-2）。

苦情件数のうち典型7公害に関する苦情は2,950件で、その内訳は、大気汚染1,420件、騒音673件、悪臭589件等となっています。

また、典型7公害以外は1,709件となっています。

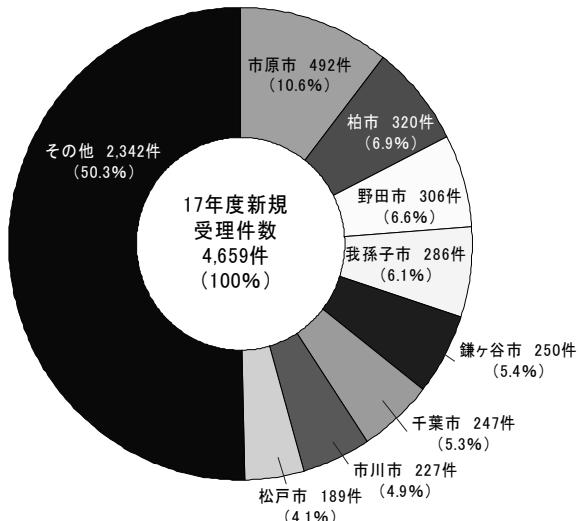
## 6. 調査研究

地域の環境問題の原因究明、解決策の樹立を目指して市町村独自の調査研究が進められています。

17年度は、33市町村で408項目について実施されました。調査研究項目を公害の種類別に分類してみると、水質汚染関係272項目、大気汚染関係46項目、土壤汚染関係30項目、騒音関係27項目、振動関係17項目となっています。

なお、18年度は34市町村で301項目の調査研究が予定されています。

図2-7-2 市町村別受理件数



(2) 環境行政年表

年月	県	年月	国
		29 4	「清掃法」制定 (29.7.1 施行)
		31 6	「工業用水法」制定 (31.6.11 施行)
32 11	「騒音防止条例」制定 (33.1.1 施行)	32 6	「自然公園法」制定 (32.10.1 施行)
33 6	本州製紙工場事件（本州製紙江戸川工場からの排水で浦安沿岸から葛西沖にかけて魚介類の大量死滅が発生、監督官庁からの指導に従わない工場に対し、被害を受けた漁民たちが工場に乱入し警官隊と衝突した事件。）	4	「下水道法」制定 (34.4.23 施行)
		8	自然公園法に基づき「南房総国定公園」を指定
		12	「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工業排水等の規制に関する法律」制定 (34.4.1 施行 45年水質汚濁防止法の制定により廃止)
34 9	県衛生民生部環境衛生課に「公害係」設置	34 3	自然公園法に基づき「水郷筑波国定公園」を指定
35 4	「千葉県立自然公園条例」制定 (35.4.1 施行)		
36 10	オスジカの県下一円捕獲禁止		
		37 5	「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(ビル用水法) 制定 (37.8.31 施行)
		6	「ばい煙の排出等の規制に関する法律」(ばい煙規制法) 制定 (37.12.1 施行)
38 4	「千葉県公害防止条例」制定 (38.10.1 施行)		
10	「千葉県公害対策審議会」設置		
39 9	ばい煙規制法に基づき規制地域を指定 (千葉市等 6 市町)	39 3	総理府に「公害対策推進会議」設置
40 3	県衛生部に「公害課」設置	40 6	「公害防止事業団法」制定 (40.6.1 施行)
41 3	「千葉県市原地区ナシ被害防止対策実施要綱」制定		
〃	「県立笠森鶴舞自然公園」を指定		
5	「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」(硫黄酸化物の部) 制定		
10	「千葉県公害防止条例」全面改正 (42.4.1 施行)		
42 9	「千葉県公害紛争調停委員会」設置	42 8	「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(航空機騒音防止法) 制定 (42.8.1 施行)
10	「千葉県公害防止施設整備等促進条例」制定	〃	「公害対策基本法」制定 (42.8.3 施行)
		12	総理府に「公害対策会議」設置
43 8	「千葉県公害研究所」発足	43 6	「大気汚染防止法」制定 (ばい煙規制法廃止) (43.8.1 施行)
11	県最初の「公害防止協定」を東京電力㈱と締結	〃	「騒音規制法」制定 (43.12.1 施行)
44 3	大気汚染防止法に基づき規制地域を指定 (木更津市等 4 市町)	44 2	「硫黄酸化物に係る環境基準」(千葉・市原地域等) 閣議決定
4	騒音規制法に基づき規制地域、規制基準等を告示 (千葉市など 7 市)	5	第 1 次公害防止計画の策定指示
		9	工業用水法に基づき指定地域を指定 (市川市・船橋市の一部以降順次指定地域を拡大)
		12	「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」(制定 45.2.1 施行)
45 3	「千葉県公害防止条例」全面改正 (45.4.1 施行)	45 2	「一酸化炭素に係る環境基準」閣議決定
4	公害課を「公害対策課」と「公害規制課」の 2 課に組織改正	4	「水質汚濁に係る環境基準」閣議決定 (46.12 月告示)
6	我が国最初の光化学スモッグ被害が木更津で発生	5	「水質汚濁に係る環境基準」(メチル水銀をアルキル水銀と総水銀に、大腸菌群数を追加)一部改正 (45.5.29 施行)
7	県衛生部に「公害対策局」設置	6	「公害紛争処理法」制定 (45.11.1 施行)
9	「千葉県公害防止条例施行規制」制定 (45.9.28 施行)	7	内閣に「公害対策本部」設置
12	千葉・市原地域に係る公害防止計画 (46~50 年度策定)	9	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定を閣議決定 (江戸川・印旛沼・手賀沼・千葉港等)

年月	県	年月	国
		10	「工業用水法」に基づく工業用水道への転換（葛南地区の一部地域に告示以降順次告示地域を拡大）第64回国会（いわゆる公害国会）で、「水質汚濁防止法」等公害関係14法が成立・公布（46.5月～6月施行）
		12	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定（46.9.24施行）
46	1 最初の「千葉県公害白書」（昭和45年版）を発表（49年版から「千葉県環境白書」に改称） 2 「千葉県公害防止施設改善資金融資制度要綱」制定 3 公害紛争処理法に基づき「千葉県公害審査会」設置 5 「千葉県水質審議会」設置 6 「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」（オキシダントの部）制定 7 「千葉県公害防止条例」全面改正（47.4.20施行） 〃 「千葉県環境保全条例」制定（環境保全に関する施策等について規定）（46.7.21施行） 12 「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」及び「水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例」（上乗せ条例）制定（47.9.29施行）	46	5 「騒音に係る環境基準」閣議決定 〃 「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（財特法）制定（46.5.26施行、56.3.31までの時限立法） 〃 「環境庁設置法」制定（46.7.1施行） 〃 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定を閣議決定（東京湾等） 〃 「水質汚濁に係る環境基準」（N-ヘキサン抽出物質を追加）一部改正（46.5.25施行） 6 「悪臭防止法」制定（47.5.31施行） 〃 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」制定（46.6.10施行） 〃 騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」告示 〃 水質汚濁防止法に基づく「排出基準を定める総理府令」制定 7 「環境庁」発足
47	4 「千葉県公害防止条例施行規則」全面改定（47.4.20施行） 〃 公害規制課を「大気保全課」と「水質保全課」2課に組織改正 〃 「千葉県水質保全研究所」を発足 5 公害防止条例に基づく地下水採取規制地域を指定 6 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」制定（47.6.20施行） 7 「光化学スモッグ急性健康障害暫定対策事業」開始 10 「(財)千葉県公害防止協力財団設立（47.10.24） 12 江戸川流域に係る公害防止計画（47～50年度）策定 〃 大気汚染防止法に基づく燃料使用基準を告示	47	1 「浮遊粒子物質に係る環境基準」告示 2 ローマクラブ「成長の限界」発表 5 悪臭防止法に基づき悪臭5物質を指定 6 第1回国連人間環境会議（於ストックホルム）開催 〃 「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解 〃 「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」一部改正（47.10.1施行） 〃 「自然環境保全法」制定（48.4.12施行） 12 大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの量の許容限度」告示
48	4 「千葉県自然環境保全条例」制定（48.4.12施行） 〃 「千葉県自然環境保全審議会」設置 6 「第1回公害防止強調月間」を実施（49年に「千葉県環境月間」と改称） 8 天然ガス採取に係る県最初の「地盤沈下防止協定」を合同資源産業㈱と締結 9 「(財)千葉県環境技術センター」設立（48.9.12）	48	5 「大気の汚染に係る環境基準」告示 6 「第1回環境週間」を実施（5日～11日） 10 「公害健康被害補償法」制定（49.9.1施行） 〃 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）制定（49.4.16施行） 11 「自然環境保全基本方針」策定 12 「航空機騒音に係る環境基準」告示
49	1 県内主要企業41社と公害防止協定を改定締結 3 大気発生源監視システム整備	49	1 大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの量の許容限度」全面改正 3 環境庁附属機関として「国立公害研究所」設置

年月	県	年月	国
4	「環境部」（環境調整課・大気保全課・水質保全課・自然保護課・廃棄物対策課の5課）新設（公害対策局を廃止）	6	「大気汚染防止法」を一部改正して総量規制の導入（49.11.30施行）
5	「千葉県自然環境保全基本方針」公表	〃	「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」制定（49.6.27施行）
〃	「千葉県公害防止施設改善資金融資等規則」制定	〃	自然公園法に基づき勝浦市の鵜原地区を海中公園地区に指定
7	「酸性の雨による急性健康被害暫定対策事業」開始	7	環境庁機構改革（環境保健部・環境調査官新設）
〃	公害防止条例に基づく地下水採取規制地域を拡大	9	「水質汚濁に係る環境基準」（総水銀・アルキル水銀基準値改正）一部改正（49.9.30施行）
8	騒音規制法に基づき規制地域、規制基準等を告示（千葉市等20市町）	11	公害健康被害補償法に基づく第1種地域として千葉市の南部臨海地域を指定（神明町ほか50区域）
〃	騒音に係る環境基準の地域類型の指示等を告示		
10	第1次千葉県産業廃棄物処理計画（49～52年度）策定		
11	大気汚染防止法に基づくSOx総量規制地域を指定（千葉市等11市町）		
〃	「千葉県自然環境保全条例に基づく協定実施要綱」制定（49.11.30施行）		
12	「千葉臨海地域公害防止計画」（49～53年度）策定		
〃	「(財)千葉県公害防止協会」設立（49.12.25）		
50	4 「(社)千葉県公害防止管理者協議会」設立（50.4.1）	50	2 「水質汚濁に係る環境基準」（PCB追加）一部改正（50.2.3施行）
	5 悪臭防止法に基づく規制地域の指定等を告示（千葉市等9市町）	7	「新幹線騒音に係る環境基準」告示
	9 「千葉県し尿浄化槽取扱指導要綱」制定（50.10.1施行）	9	騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」全面改正
	〃 「環境モニタ一制度」発足		
	12 「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」全面改正（上乗せ基準の強化）（51.7.1施行）		
51	1 航空機騒音防止法に基づく第1種地域等を指定（成田空港周辺地域）	51	6 「振動規制法」制定（51.12.1施行）
	4 廃棄物対策課を「生活環境課」に改称	〃	「廃棄物の處理及清掃に関する法律」一部改正（産業廃棄物処理の規制強化）（53.3.15施行）
	6 県内企業12社と公害防止協定を締結	9	悪臭防止法に基づく悪臭物質として3物質を追加
	7 「大気汚染監視センター」設置		
	8 SOxに係る総量削減計画の策定及び総量規制基準等を告示		
52	4 悪臭防止法に基づく追加3物質に係る規制基準告示	52	5 環境庁「環境保全長期計画」策定
〃	「環境浄化推進県民運動」開始		
11	振動規制法に基づき規制地域、規制基準等を告示（千葉市等21市町）（53.1.1施行）		
〃	騒音規制法に基づき規制地域の拡大等を告示（銚子市）		
〃	第2次千葉県産業廃棄物処理計画（53～60年度）策定		
53	5 「新東京国際空港」（成田空港）開港	53	4 「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法」制定（53.10.19施行）
	8 航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定を告示（成田空港関係13市町、羽田空港関係2市）	6	「水質汚濁防止法」一部改正（総量規制の導入）（54.6.12施行）

年月		県	年月		国
				7	「二酸化窒素に係る環境基準」の改定告示 (0.02ppm→0.04~0.06ppm)
				8	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規制」一部改正（し尿浄化槽の定期法定検査制度の導入）(53.8.10 施行)
54	4	二酸化窒素に係る千葉県環境目標値 (0.04ppm) 設定	54	4	中央公害対策審議会「環境影響評価制度のあり方について」答申
	〃	「千葉県し尿浄化槽取扱指導要綱」全面改正 (54.5.1 施行)		5	「水質汚濁防止法施行令」一部改正（総量規制項目として COD、総量規制水域として東京湾・伊勢湾を定める。）(54.6.12 施行)
	8	君津市鹿野山で虎逸走事件発生		6	東京湾等の COD に係る総量削減基本方針を策定
	11	「危険な動物の飼養及び保管に関する条例」制定 (54.11.10 施行)		〃	化審法に基づく特定化学物質として HCB、PCN を指定
	12	「(財)千葉県浄化槽検査センター」設立			
	〃	「千葉県行徳野鳥観察舎」完成			
55	2	「千葉県市原地区ナシ被害対策実施要綱」廃止	55	1	「幹線道路の沿道の整備に関する法律」制定 (55.10.25 施行)
	3	「千葉臨海地域公害防止計画」(54 ~ 58 年度)策定		9	環境庁に「地球的規模の環境問題に関する懇談会」設置
	〃	県内企業 50 社と公害防止細目協定を改定締結		10	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)が我が国に発効
	4	東京湾に係る第 1 次「化学的酸素要求量総量削減計画」公告		11	「絶滅のおそれがある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)が我が国に発効
	5	東京湾に係る「化学的酸素要求量総量規制基準」告示 (55.7.1 施行)		〃	「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」(ダンピング条約)が我が国に発効
	〃	大気汚染情報テレホンサービスを開始			
	6	騒音規制法及び振動規制法に基づき規制地域の拡大等を告示 (我孫子市等 4 市町村)			
	12	「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」制定 (56.6.1 施行)			
56	1	「千葉県環境影響評価審査会」設置	56	3	「財特法」期限延長
	〃	県内企業 11 社と地盤沈下防止協定を改定締結		4	旧環境影響評価法案 国会提出
	3	公害研究所に「騒音・振動研究棟」完成		6	「広域臨海環境整備センター法」制定
	6	君津市における山砂粉じん問題発生			
57	1	東京電力㈱と富津火力発電所建設協定を締結	57	5	国連環境計画管理理事会特別会合(於ナairobi)開催
	2	「千葉県空き缶等対策推進要綱」制定 (57.2.13 施行)		〃	「大気汚染防止施行規則」一部改正（ばいじんの排出基準の強化）(57.6.1 施行)
	3	千葉市以北のガラス製造 4 社と「窒素酸化物に関する覚書」の締結		9	騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度一部改正（大型バス・小型車及び原動機付自転車に係る規制の強化）
	〃	「千葉県家庭雑排水処理指導要綱」制定 (57.4.1 施行)		12	中央公害対策審議会交通公害部会物流専門委員会及び土地利用専門委員会から「環境保全の観点から望ましい物流体系を実現するための方策について」及び「環境保全の観点から望ましい交通施設の構造及びその周辺の土地利用を実現するための方策について」報告湖沼の窒素及び燐に係る環境基準の設定を告示
	4	「印旛沼水質管理計画」及び「手賀沼水質管理計画」策定		〃	「水質汚濁に係る環境基準」(湖沼窒素・燐について追加)一部改正 (57.12.25 施行)
	〃	「家庭雑排水共同処理施設技術指針」策定 (57.4.1 施行)			
	5	5.30 運動（関東地方統一美化キャンペーン）の実施			

年月	県	年月	国
	6 第1次「東京湾富栄養化対策指導指針」策定(57.1.1 施行)		
	10 「危険な動物の飼養及び保管に関する条例」一部改正(57.10.19 施行)		
	11 「新東京国際空港周辺地域における航空機騒音対策基本方針」決定		
58	3 「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」制定(58.4.1 施行) 4 美しいふるさとづくり運動の開始 12 深夜営業騒音等の規制強化に係る方針(市町村公害防止条例に改正等)を市町村に通知	58	4 中央公害対策審議会「今後の交通公害対策のあり方について」答申 5 「浄化槽法」制定(60.10.1 施行) 9 「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令」公布(固体燃焼ボイラーに係る窒素酸化物の排出基準の強化) 10 騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」一部改正(大型トラック、全輪駆動の小型車、軽二輪車の規制強化) 11 旧環境影響評価法案審議未了・廃案 12 「行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律」による「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の一部改正(キジ類の販売禁止制度の廃止) 〃 「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規制の一部を改正する総理府令」の公布(狩猟免許申請の一部改正等)
59	3 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の拡大等を告示(館山市等5市町) 〃 印旛沼、手賀沼に湖沼の窒素・りんに係る環境基準の水域類型を指定 6 第3次千葉県産業廃棄物処理計画(59~65年度)策定 10 「大気汚染防止に基づき排出基準を定める条例」一部改正(法規制強化との整合)(59.10.18 施行) 11 「財団法人印旛沼環境基金」設立(県及び関係15市町村)	59	3 悪臭物質の測定の方法の一部改正を告示 7 「湖沼水質保全特別措置法」制定(60.3.21 施行) 8 「環境影響評価の実施について」閣議決定 〃 「トリクロロエチレン等の排出に係る暫定指導指針」設定 10 大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガス量の許容限度」一部改正(手動変速機付ディーゼル車に係る規制の強化) 〃 騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」一部改正(全輪駆動車、トラクター等に係る規制の強化) 12 「湖沼水質保全基本方針」告示
60	2 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の拡大等を告示(茂原市等10市町村) 〃 県内企業50社と公害防止細目協定を改定締結 3 「千葉臨海地域公害防止計画」(59~63年度)策定(計画地域を26市町村に拡大) 7 「千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」(60.10.1 施行) 10 「千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行細則」制定(60.10.1 施行) 〃 「浄化槽法施行細則」制定(60.10.1 施行) 〃 「千葉県浄化槽取扱指導要綱」全面改正(60.10.1 施行) 12 県内の天然ガス採取企業10社と地盤沈下防止細目協定を改定・締結	60	9 大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガス量の許容限度」一部改正(自動変速機付ディーゼル乗用車) 〃 騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」一部改正(二輪の小型自動車、軽自動車、原動機付自転車) 12 「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定湖沼等の指定(印旛沼、手賀沼、霞ヶ浦等)
61	3 大気情報管理システムの整備	61	5 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」一部改正(新規化学物質の事前審査制度の導入等)(62.4.1 施行)

年月	県	年月	国
61	3 「千葉県炭化水素対策指導要綱」判定 (61. 4. 1 施行)	62	12 環境庁「環境保全長期構想」策定
	〃 「ふるさと千葉環境プラン」策定		
	4 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」制定 (61. 7. 1 施行)		
	〃 「浄化槽相談員制度」発足		
	10 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の拡大等を告示 (鴨川市等 3 市町)		
	62 3 印旛沼及び手賀沼に係る第 1 期「湖沼水質保全計画」策定		1 大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガス量の許容限度」一部改正 (大型ディーゼルトラック、ライトバン等)
	4 「千葉県家庭用小型合併処理浄化槽設置促進事業補助金交付要綱」制度 (62. 4. 1)		〃 東京湾に係る第 2 次「化学的酸素要求量総量削減計画」策定
	5 東京湾に係る第 2 次「化学的酸素要求量総量削減計画」策定 (62. 7. 1 施行)		〃 厚生省「合併処理浄化槽設置設備事業費国庫補助金交付要綱」制度創設
	〃 東京湾に係る第 2 次「化学的酸素要求量総量規制基準」告示 (62. 7. 1)		4 環境と開発に関する世界委員会 (ブルントラント委員会)「われわれの共通の未来」報告
	6 第 2 次「東京湾富栄養化対策指導指針」を策定 (62. 7. 1 施行)		9 「公害健康被害補償法」一部改正 (第一種地域の指定解除) (63. 3. 1 施行)
62	7 千葉市生実地区の六価クロムによる井戸水汚染が判明		10 「第 1 回浄化槽の日」を実施 (10 月 1 日)
	12 「千葉県東方沖地震」発生各地で重油流出事故及び液状化現象発生		〃 環境庁「公害防止事業団による合併処理浄化槽融資制度」創設
			〃 大気汚染防止法に基づく「ばい煙発生施設」一部改正 (ガスタービン及びディーゼル機関を追加指定)
	63 4 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の一部改正等を告示	63	1 騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」一部改正
			11 騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」一部改正 (元. 4. 1 施行)
			〃 習志野市の谷津干潟 (41ha) を国設の鳥獣保護区に指定
元	1 「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」の制定 (元. 1. 10 施行)	元	3 「水質汚濁防止法施行令」一部改正 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に追加)
	3 首都圏自然歩道の全線開通		6 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」一部改正
	11 「ふるさと千葉のゴミ問題を考える懇談会」(トータク・ザ・クリーンちば) の設置 (元. 11. 24 施行)		〃 「大気汚染防止法」一部改正「アスベストを特定粉じんとして規制」 (元. 1. 12. 27 施行)
	12 「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」一部改正 (2. 4. 1 施行)		9 「悪臭防止法施行令」一部改正 (ノルマン酪酸、プロピオン酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸の 4 物質を悪臭物質に追加) (2. 4. 1 施行)
	2 2 県内企業 49 社と公害防止細目協定を改定締結		2 5 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」制定 (21 物質について暫定指導指針値を制定)
	〃 「家庭雑排水共同処理施設整備事業補助金交付要綱」を「家庭雑排水等処理施設整備事業補助金交付要綱」に改正 (2. 2. 1 施行)		6 「水質汚濁防止法」等の一部改正 (生活排水対策等を追加) (2. 9. 22 施行)
	2 「千葉県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」制定 (2. 4. 1 施行)		〃 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」一部改正
	3 「千葉地域公害防止計画」(元～3 年度)策定		〃 「自然環境保全法」一部改正 (動植物の殺傷・損傷の制限、車馬の使用等の制限) (2. 12. 1 施行)
	〃 「ふるさと千葉アメニティプラン」策定		〃 「自然公園法」一部改正 (動植物の殺傷・損傷の制限、車馬の使用等の制限) (2. 12. 1 施行)

年月	県	年月	国	
3	3 「千葉県地域環境保全基金条例」制定 (2. 7. 1 施行)	11 大気汚染防止法に基づく「ばい煙発生施設」一部改正(ガス機関及びガソリン機関を追加指定) (3. 2. 1 施行)		
	8 「千葉県自然公園等における建築物建設に係る指導要綱」制定 (2. 9. 1 施行)		12 厚生省が「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を定める	
	3 東京湾に係る第3次「化学的酸素要求量総量削減計画」策定 (3. 7. 1 施行) 〃 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に千葉市、松戸市及び柏市を指定（以降順次指定地域を拡大） 〃 「千葉県みどりの基金条例」制定 (3. 4. 1 施行) 〃 「千葉県立自然公園条例」一部改正（車馬の使用等の制限） (3. 7. 1 施行) 〃 「千葉自然環境保全条例」一部改正（車馬の使用等の制限等） (3. 7. 1 施行) 〃 第4次千葉県産業廃棄物処理計画（3年度～7年度）策定 5 東京湾に係る第3次「化学的酸素要求量総量規制基準」告示 (3. 7. 1 施行) 6 第3次「東京湾富栄養化対策指導指針」策定 (3. 7. 1 施行) 11 騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域の拡大等を告示（一宮町） 〃 悪臭防止法に基づく規制地域等を告示（千葉市等43市町村）（旧告示は廃止） 〃 航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正を告示（下総飛行場関係2市2町） 〃 オスジカの狩猟一部解禁（3年度のみ）			
			3 1 東京湾の第3次「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針」策定	
			3 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正 (3. 4. 1 施行)	
			〃 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則」一部改正 (3. 4. 1 施行)	
			4 「再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）」制定 (3. 10. 25 施行)	
			7 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」一部改正（9物質を追加し、30物質とする）	
			8 「土壤の汚染に係る環境基準」告示（カドミウム等10物質について制定）	
			10 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正 (4. 4. 1 施行)	
			〃 「廃棄物の處理及清掃に関する法律」の改正（減量化・再生利用の推進を明示） (4. 7. 4 施行)	
			11 「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の制定 (3. 11. 25 施行)	
			12 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正 (4. 1. 6 施行)	
4	2 「ふるさと千葉のゴミ問題を考える懇談会」（トータク・ザ・クリーンちば）の提言 〃 「千葉県自動車交通公害防止計画」策定 3 「千葉県環境学習基本方針」策定 〃 「千葉県定置型内燃機関窒素酸化物対策指導要綱」制定 (4. 4. 1 施行) 〃 印旛沼及び手賀沼に係る第2期「湖沼水質保全計画」策定 4 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に市川市、船橋市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び沼南町を指定 〃 「千葉県化学物質環境保全対策指導指針」の施行 6 「千葉県環境会議」の設置 8 「千葉県環境調整検討委員会」の設置 10 「みどりの基本構想」の策定 12 「地球環境フェスティバルちば'92」の開催	4 6 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NOx削減法）制定 (4. 12. 1 施行) 〃 環境と開発に関する国連会議（於リオデジャネイロ）開催 〃 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」制定 (5. 4. 1 施行) 		
5	2 「千葉県環境憲章」の制定 3 「千葉県地域公害防止計画」（4～8年度）策定 〃 「ふるさと千葉のゴミ減量推進協議会」の設置	5 1 「自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針」策定 3 「水質汚濁に係る環境基準」一部改正（健康項目15項目の追加等） (5. 3. 8 施行) 5 生物の多様性に関する条約の締結		

年月	県	年月	国
3	水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に成田市、佐倉市、八千代市、四街道市、八街市、富里町及び白井町を指定	6	「悪臭防止法施行令」同及び施行規制一部改正(10 悪臭物質の追加指定) (6. 4. 1 施行)
	「(財) 千葉県公害防止協会」が「(財) 千葉県環境財団」に名称変更 (5. 4. 1)	8	「水質汚濁に係る環境基準」一部改正(海域の窒素・燐について追加)
	「アジア・太平洋環境会議」の開催(環境庁と共に)	〃	「水質汚濁防止法施行令」一部改正(海域の窒素・燐についての排出基準設定) (5. 10. 1 施行)
	「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」(上乗せ条例)(印旛沼及び手賀沼流域の窒素・燐の排水基準の設定等)一部改正	11	「環境基本法」制定 (5. 11. 19 施行)
	「湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量に係る規制基準」(窒素含有量及び燐含有量)制定 (5. 12. 1 施行)	12	「アジェンダ 21 行動計画」策定
	「千葉県地球環境保全行動計画」の策定	〃	「水質汚濁防止法施行令」等の一部改正(ジクロロエタン等 13 物質の排水基準設定) (6. 2. 1 施行)
	自動車NOx削減法に基づき「千葉県自動車排出窒素酸化物総量削減計画」策定 (5~12 年度)	〃	「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」が我が国に発効
	1 「騒音規制法」の規制基準の一部改正告示(ホン→デシベル)	6 3	「特定水道利水障害防止のための水道水源の保全に関する特別措置法」制定 (6. 5. 10 施行)
	3 悪臭防止法に基づく規制基準告示(追加 10 物質) (6. 7. 1 施行)	4	「悪臭防止法施行規制」一部改正(排出水に含まれる 4 悪臭物質の規制基準の設定) (7. 4. 1 施行)
	〃 「ふるさと千葉のゴミ減量推進協議会」の提言	5	狩猟鳥獣の種類の一部変更 (6. 6. 1 施行)
6	〃 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に小見川町、東庄町及び山田町を指定	9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の一部改正(特別管理産業廃棄物の追加) (7. 4. 1 施行)
	4 「千葉県廃棄物情報技術センター」の発足	12	国の「環境基本計画」閣議決定
	6 かずさDNA 研究所と「かずさ環境協定」を締結		
	7 「(社) 千葉県公害防止管理者協議会」が「(社) 千葉県環境保全協議会」に名称変更 (6. 7. 1)		
	8 環境基本法に基づき「千葉県環境審議会」設置		
	11 「千葉県ごみ減量化推進県民会議」設置		
	〃 「千葉県のごみの減量化と再資源化を進める基本方針」策定		
	7 1 「いすみ環境と文化のさと」開設	7 2	東京湾に海域の窒素・りんに係る環境基準の水域類型を指定
	2 県内企業 53 社と公害防止細目協定を改定締結	4	「悪臭防止法」同施行令及び同施行規則一部改正(人間の嗅覚を用いた測定法による規制の導入) (8. 4. 1 施行)
7	3 「千葉県炭化水素対策指導要綱」一部改正(有機化学製品製造施設の追加) (7. 7. 1 施行)	6	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」制定 (9. 4. 1 施行) (消費者、市町村、事業者の役割分担を明確にし、容器包装廃棄物の再商品化(リサイクル)を促進)
	〃 高滝ダム上流域水道原水水質保全事業実施促進計画を策定	9	「悪臭防止法施行令」一部改正(人間の嗅覚を用いた測定法による規制の導入) (8. 4. 1 施行)
	〃 「千葉県環境基本条例」を制定し「千葉県環境保全条例」(46 年制定)を廃止 (7. 4. 1 施行)	〃	「悪臭防止法施行規制」一部改正(人間の嗅覚を用いた測定法による規制の導入) (8. 4. 1 施行)
	〃 「千葉県環境保全条例」を制定し「千葉県公害防止条例」(38 年制定)を廃止 (7. 10. 1 施行)	10	生物多様性国家戦略の策定
	〃 「公共事業における産業廃棄物の再資源化及び再生品の利用の促進に関する基本方針」の策定	12	「在来鉄道の新設または大規模改良に際しての騒音対策の指針」制定
	〃 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に木更津市、君津市及び袖ヶ浦市を指定	〃	「自動車交通騒音の深刻な地域における対策の実施方針」制定 (5 省庁による道路交通騒音対策の推進に向けた方針)

年月	県	年月	国
4	「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」の一部改正（7. 6. 1 施行）		
6	「森林保全・整備指針」を公表		
8	「第 37 回自然公園大会」南房総国定公園大房岬において開催		
9	「千葉県のごみ減量化行動計画」策定		
〃	「第 4 回ごみ減量化推進全国大会」を幕張メッセにおいて開催		
12	県内の天然ガス採取企業 10 社と地盤沈下防止細目協定を改定・締結		
8	「ちば新時代環境ビジョン」の策定  第 5 次千葉県産業廃棄物処理計画（8～12 年度）策定  3 悪臭防止法に基づく排水中の硫化水素等 4 物質の規制基準値を告示（8. 7. 1 施行）  〃 「千葉県溶融スラグ利用促進指針」策定  4 航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正を告示（都市計画法に基づく用途地域の指定替えによる）  〃 「千葉県公害防止施設改善資金融資等規制」を「千葉県中小企業環境保全施設整備資金融資等規制」に名称変更し、融資対象施設等を拡大（8. 4. 1 施行）  6 「千葉県溶融スラグ利用推進協議会」設置  7 「千葉県浄化槽取扱指導要綱」の一部改正（8. 7. 1 施行）  〃 騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の拡大等を告示（成東町、九十九里町追加）（8. 9. 1 施行）  〃 東京湾に係る第 4 次「化学的酸素要求量削減計画」策定（8. 9. 1 施行）  〃 東京湾に係る第 4 次「化学的酸素要求量削減基準」告示（8. 9. 1 施行）  8 第 4 次「東京湾富栄養化対策指導指針」策定（8. 9. 1 施行）  〃 「千葉県環境基本計画」の策定（8. 8. 26）  11 「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（非常用の揚水施設の用途追加）（8. 11. 15 施行）	8	東京湾の第 4 次「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針」策定  5 「大気汚染防止法」一部改正（有害大気汚染物質対策の推進等を追加）（9. 4. 1 施行）  6 「水質汚濁防止法」一部改正（地下水浄化に関する措置の導入及び事故時の措置の強化）（9. 4. 1 施行）  7 「水質汚濁防止法施行令」及び同規則一部改正（地下水浄化に関する措置の導入及び事故時の措置の強化）（9. 4. 1 施行）  〃 「残したい“日本の音風景 100 選”」を決定
9	3 「千葉県環境保全率先行動計画～ちば新時代エコ・オフィスプラン～」の策定（9. 4. 1 施行）  3 「印旛沼及び手賀沼に係る第 3 期湖沼水質保全計画」の策定  4 「千葉県地下水汚染防止対策指導指針」の一部改正（対象物質の追加）  〃 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」の一部改正（9. 6. 1 施行）  〃 「千葉県化学物質環境管理指針」策定  6 「ダイオキシン問題連絡会議」の設置	9	1 「大気汚染防止法施行令」一部改正（建築物解体に伴うアスベスト飛散防止、有害大気汚染物質の抑制、ばい煙発生施設の事故時措置を追加）（9. 4. 1 施行）  2 「大気汚染防止法施行規則」一部改正（建築物解体の作業基準設定等）（9. 4. 1 施行）  〃 ベンゼン等 3 物質について指定物質抑制基準の設定  〃 ベンゼン等 3 物質について環境基準の設定  3 地下水の水質汚濁に係る環境基準を告示  〃 自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度の一部改正（軽油中の硫黄分 0.2%→0.05%）（9. 7. 1 施行）

年月	県	年月	国
6	利根川水系黒部川流域水道原水水質保全事業実施促進計画を策定	3	自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正（二輪自動車及び原動機付自転車排出ガス規制）
7	「千葉県自然公園特別地域における大規模な開発行為に係る指導要綱」制定（9.7.8 施行）	4	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」一部改正（9.4.1 施行）
〃	「千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」制定（10.1.1 施行）	〃	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針」一部改正（5物質を追加し、35物質とする）
8	「騒音規制法」、「振動規制法」及び「悪臭防止法」に基づく規制地域の拡大等を告示（勝浦市、山武町、岬町追加）（9.9.1 施行）	6	「環境影響評価法」制定（11.6.12 施行）
11	環境新技術推進制度（エコテク・サポート）スタート	〃	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正（減量化・リサイクルの推進、施設の信頼性・安全性の工場不法投棄対策の強化等）（9.12.7 施行）
12	「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」一部改正	8	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び「同施行規則」の一部改正（廃棄物焼却に係るダイオキシン規制の追加等）（9.12.1 施行）
		〃	「大気汚染防止法施行令」一部改正（ダイオキシン類の指定物質への追加、指定物質排出施設に製鋼用電気炉廃棄物焼却炉を追加）（9.12.1 施行）
		〃	ダイオキシン類の指定物質抑制基準の設定（9.12.1 施行）
		10	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」一部改正（10.4.1 施行）
		12	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」及び「同施行規則」の一部改正（再生利用認定制度に係る基準等）（9.12.26 施行）
		12	地球温暖化防止京都会議（COP3）開催
10	2 「千葉地域公害防止計画」（9～13年度）策定	10	3 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規制」一部改正（処理施設の設置許可手続等）（10.6.17 施行）
3	「千葉県一般廃棄物処理マスターplan」策定（千葉県一般廃棄物処理のための体制づくりの指針として）	6	「特定家庭用機器再商品化法（通称家電リサイクル法）」の制定（13.4.1 施行）
〃	「千葉県野生猿保護管理計画」の策定	〃	「地球温暖化対策推進大綱」の策定
〃	「県立九十九里自然公園」車両等乗り入れ規制区域の指定（10.4.1 施行）	〃	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正（廃棄物処理施設の維持管理に関する記録作成及び閲覧について）
5	「ダイオキシン問題連絡会議」を「ダイオキシン類等問題連絡会議」に名称変更	〃	「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」一部改正
6	「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」一部改正	〃	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正（維持管理の記録、最終処分場の埋立終了・廃棄手続）（10.6.17 施行）
〃	「千葉県環境影響評価条例」制定（11.6.12 施行）	〃	「最終処分場に係る技術上の基準」を改正（10.6.17 施行）
〃	「千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会」の設置	9	「騒音に係る環境基準」を改正（11.4.1 改正）
7	「千葉県ダイオキシン類対策取組方針」策定（10.8 公表）	10	「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定（11.4.8 施行）
8	「小規模廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類及びばいじん排出抑制指導要綱」制定（10.12.1 施行）	11	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正（廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準）（10.11.17 施行）
10	「水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例」（上乗せ条例）（東京湾流域の窒素含有量・磷含有量の排出基準の設定、印旛沼、手賀沼流域の小規模事業場に対する排水基準の設定等）一部改正	〃	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正（廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準）（10.12.1 施行）

年月	県	年月	国
10	「千葉県環境保全条例施行規則」(印旛沼、手賀沼流域の小規模事業場に対する規制の強化)一部改正(11.4.1施行)		
"	「湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量に係る規制基準」(化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量)一部改正告示		
11 1	「千葉県西・中央地域エコタウンプラン」策定	11 2	「水質汚濁防止法に係る環境基準」(ふつ素等3項目追加)一部改正(11.2.22施行)
3	「騒音規制法」、「振動規制法」及び「悪臭防止法」に基づく規制地域の拡大等を告示(11.4.1施行)	"	「地下水の水質汚濁に係る環境基準」一部改正(11.2.22施行)
"	「騒音に係る環境基準」の地域類型の指示を告示(11.4.1施行)	3	「悪臭防止法施行規則等」の一部改正(臭気指数2号規制基準の設定方法等の追加)(11.9.13施行)
"	「千葉県ごみ処理広域化計画」策定	"	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」一部改正(構造及び維持管理に関する新たな技術上の基準等の追加)(11.3.3施行)
"	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正(11.4.1施行)	"	騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの許容限度」の全面改正
"	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正(12.4.1施行)	6	「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の一部改正(狩猟免許制度の改善、特定鳥獣保護管理計画制度の創設)(11.9.15及び12.4.16施行)
4	「千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」一部改正(11.5.1施行)	7	「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定(12.1.15施行)
6	「千葉県レッドデータブック植物編」公表	"	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の制定
7	「千葉県立自然公園条例施行規則」の一部改正(11.7.30施行)	"	自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度の一部改正(ガソリン中のベンゼンを5体積%以下→1体積%以下)(12年1月適用)
10	「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づきキツネの捕獲を5年間禁止		
12	「千葉県自動車排出窒素酸化物総量抑制指導要綱」制定(12.4.1施行)		
12 3	「ちば21ごみゼロプラン」(第二次千葉県ごみの減量化と再資源化を進める基本方針)策定	12 3	「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準」を改正(12.3.17施行)
"	「国定公園事業執行認可等の取扱要綱」の制定(12.4.1施行)	5	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)(13.4.1施行)
"	「千葉県立自然公園事業執行認可等の取扱要綱」の制定(12.4.1施行)	"	「悪臭防止法」一部改正(事業場設置者の事故時の措置の義務化等)(13.4.1施行)
"	「騒音規制法第17条第1項」の規定に基づく指定地域内における区域を告示(12.4.1施行)	"	「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」(建設リサイクル法)の制定(14.5.30施行)
4	「騒音規制法」、「振動規制法」及び「悪臭防止法」に基づく規制地域の拡大等を告示(12.5.1施行)	6	「循環型社会形成推進基本法」の制定(12.6.2施行)
"	鳥獣飼養許可及びヤマドリの販売許可の権限を市町村に委譲	"	「悪臭防止法」施行規則一部改正(臭気指数3号規制基準の設定方法等の追加)(13.4.1施行)
5	「千葉県レッドデータブック動物編」公表	"	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)の制定(13.5.1施行)
7	「国定公園事業執行認可等の取扱要綱」の一部改正(12.7.7施行)	"	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「同施行令」及び「同施行規則」の一部改正(都道府県による廃棄物処理計画の策定、廃棄物処理センター制度の見直し、廃棄物処理施設の許可要件の追加、廃棄物の焼却規制等の大幅改正)
12	「千葉県地球温暖化防止計画」策定	"	「浄化槽法」の一部改正(13.4.1施行)
		12	国の「環境基本計画」(改定版)閣議決定
13 3	「飯岡刑部岬展望館～光と風～」開設	13 3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の一部改正(一般廃棄物処理業の許可を要しない者)(13.10.22施行)

年月	県	年月	国
4	環境研究センター発足（公害研究所、水質保全研究所、廃棄物情報技術センターの3機関を統合し発足）	4	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準」一部改正（13.4.20施行）
5	「千葉県レッドデータブック－普及版－」公表	〃	「労働安全衛生規則」の一部改正（廃棄物焼却施設の解体）
〃	航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正を告示（成田空港関係）	6	「排水基準を定める環境省令」の一部改正（ほう素、ふつ素、硝酸性窒素等の追加）（13.7.1施行）
6	「千葉県ディーゼル自動車排出ガス対策指針」策定（13.5.28策定）	〃	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（13.6.22公布）（13.12.21一部施行）
7	鉛等の環境保全対策のため、千葉県射撃場を一時全面使用中止（13.7.15～）	〃	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（13.6.27公布）
〃	「千葉県自然公園施設設置管理条例」の一部改正（13.7.20施行）	〃	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法制定（13.7.15施行）
〃	「千葉県自然公園施設管理規則」の一部改正（13.7.20施行）	10	環境省がかおり風景100選を選定（天津小湊町誕生寺の線香と磯風、山田町府馬の大クスの2ヶ所が認定される。）
		11	東京湾等の「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針」策定
		12	「水質汚濁防止法施行令」及び「同施行規則」の一部改正（汚濁負荷量の総量削減の指定項目に窒素・りんの含有量を追加等）（13.12.1施行他）
		〃	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針」一部改正（10物質を追加し、45物質とする）
14	羽田空港周辺航空機騒音監視システムを整備	14	新・生物多様性国家戦略の策定
〃	「三番瀬再生計画検討会議」設置	4	「自然公園法」の一部改正（特別地域における物の集積、動物の捕獲等、行為規制の追加や利用調整地区制度等が創設される。）（14.4.24公布）（15.4.1施行）
2	「ちば環境再生計画」の策定	5	「土壤汚染対策法」（平成14年法律第53号）（14.5.29公布）（15.1.1施行予定）
3	千葉県ビオトープ推進マニュアル・事例集の発刊	7	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について」の一部改正（水底の底質の基準の追加）（14.7.22告示）（14.9.1適用）
〃	「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」の一部改正（ふつ素を有害物質に追加し、生活環境項目から削除）（14.3.26公布）	〃	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）の制定（14.7.12公布）
〃	「千葉県環境保全条例」一部改正（自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための施策に変更）（14.3.26公布）	〃	「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」の一部改正（水質基準対象施設4施設の追加）（14.7.31公布）（14.8.15施行）
〃	「千葉県廃棄物処理計画」（13～17年度）策定	〃	「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律」が全部改正され、題名も「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」となった（15.4.16施行）
〃	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」の制定（14.3.26公布）	8	「底質の処理・処分等に関する指針」（14.8.30環水管第211号環境省環境管理局水環境部長通知）「底質の処理・処分等に関する暫定指針」（S49.5.30環水管第113号）は廃止
〃	「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の制定（14.3.26公布）	〃	「持続可能な開発に関する世界サミット」（於ヨハネスブルク）開催
〃	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（富里町の市制施行に伴う改正）（14.4.1施行）	12	自然再生推進法の制定（15.1.1施行）
〃	「東京湾沿岸広域異臭発生時の対応要領」策定（14.4.1施行）	〃	「バイオマス・ニッポン総合戦略」閣議決定

年月	県	年月	国
3	「第9次鳥獣保護事業計画」の策定（14.4.1施行）		
4	「印旛沼及び手賀沼に係る第4期湖沼水質保全計画」の策定		
5	成田空港暫定平行滑走路の供用開始		
7	「千葉県清掃工場等解体研究会」発足		
〃	東京湾に係る「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」策定		
〃	東京湾に係る「化学的酸素要求量に係る総量規制基準」、「窒素含有量に係る総量規制基準」、「りん含有量に係る総量規制基準」告示（14.10.1施行）		
〃	「千葉県分別収集促進計画」（15～19年度）策定		
〃	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」制定（15.4.1施行一部15.10.1施行）		
〃	「千葉県環境保全条例施行規則」一部改正（自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るために施策・措置の充実・強化）（15.4.1施行）		
9	「自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための指針」告示（15.4.1施行）		
10	「千葉県西・中央地域エコタウンプラン」変更承認		
11	「千葉県資源循環型社会づくり計画」（14～22年度）策定		
15	3 「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則」一部改正（猶予期間を12年とする車両の拡大）（15.3.4公布）	15	3 「自然公園法施行規則」の一部改正（15.3.25公布）（15.4.1施行）
	〃 千葉県清掃工場等解体研究会報告書	4	自然再生基本方針の決定
	〃 千葉県特定鳥獣保護管理計画の策定（ニホンザル）（15.4.1施行）	6	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（不法投棄の未然防止、リサイクルの促進）（15.12.1施行）
	〃 千葉県レッドリスト（植物編）（維管束植物改訂版）の公表	〃	「遺伝子組替え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の制定（15.6.18公布）（16.2.19施行）
	〃 「千葉県立自然公園条例」の一部改正（特別地域における物の集積、動植物の捕獲採集等の行為規制が追加される。）（15.3.7公布）（15.4.1施行）	7	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の制定（15.10.1施行）
	〃 「千葉県環境保全条例」の一部改正（船橋市の中核市移行に伴う改正）（15.3.7公布）（15.4.1施行）	8	自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度の一部改正（ガソリン中の含酸素化合物1.3質量%以下（15.8.28施行）、軽油中の硫黄分500ppm→50ppm、ガソリン中の硫黄分100ppm→50ppm（16.12.31施行）
	〃 「千葉県立自然公園条例施行規則」の一部改正（15.3.25公布）（15.4.1施行）	9	「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）」の設定（15.9.30施行）
	〃 「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」の制定（15.3.7公布）	11	「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正（水生生物の保全に係る水質環境基準の設定）（15.11.5公布・施行）

年月	県	年月	国
3	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（排水基準の有害物質にふつ素、ほう素及び硝酸化合物等を追加）（15.4.1公布）	12	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」の一部改正（①自動車リサイクル法の完全施行②BSEに係る死亡牛の適正処理③ダイオキシン類対策特別措置法施行令の改正）（①は17.1.1施行②及び③は16.1.1施行）
4	「千葉県自動車交通公害防止計画」策定		
〃	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」の公布（15.4.16施行）		
〃	第9次鳥獣保護事業計画の改定（15.4.16施行）		
5	「バイオオマス立県しば」推進方針の策定		
〃	「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」の施行（15.5.18施行）		
〃	第54回全国植樹祭を木更津市及び君津市で開催（15.5.18開催）		
〃	「千葉県立自然公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針」の一部改正（自然公園特別地域内の行為の制限として新たに屋外において土石その他の知事が指定する物を集積、貯蔵すること等の追加）（15.5.21施行）		
6	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（野田市・関宿町合併に伴う改正）（15.6.6施行）		
7	「千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」策定		
〃	「手賀沼水循環回復行動計画」の策定		
11	「千葉県西・中央地域エコタウンプラン」変更承認		
16	1 「三番瀬再生計画検討会議」から知事へ「三番瀬再生計画案」の報告	16	3 「水質汚濁に係る健康の保護に関する環境基準等」の施行等（要監視項目の追加等）（16.3.31施行）
	〃 「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則」の交付（16.6.15施行）	4	自然公園法施行規則の改正（風力発電施設の新築等に関する許可基準の追加）（16.4.2施行）
2	「印旛沼流域水循環健全化緊急行動計画」の策定	〃	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（国の役割強化による不適正処理事案の解決、廃棄物処理施設を巡る問題の解決、罰則の強化による不法投棄の撲滅）
3	「千葉県資源循環型社会づくり推進会議」設置	5	「大気汚染防止法」の一部改正（VOC規制の導入）（16.5.26公布）
〃	千葉県レッドリスト（植物編）<2004年改訂版>の公表	6	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の制定（16.6.2公布）（17.6.1施行）
〃	「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の一部改正（16.7.1施行）		
4	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」の一部改正（16.4.1施行）		
〃	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」の一部改正（16.4.1施行）		
6	「千葉県立自然公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針」の一部改正（風力発電施設の新築等に関する審査指針の追加）（16.6.21施行）		
〃	「自然公園普通地域内における措置命令に関する処理基準」の制定（16.6.18施行）		
8	「千葉県自然公園等における建築物の建設に係る指導要綱」の一部改正（事前協議の対象に風力発電施設、鉄塔等の工作物を追加）（16.8.13施行）		

年月	県	年月	国
	9 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」の一部改正（16.9.7 施行）		
	10 「千葉県西・中央地域エコタウンプラン」変更承認		
"	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（畜産農業に係る暫定排水基準の適用期間の延長）（16.10.29 施行）		
	12 「三番瀬再生会議」設置		
17	3 千葉県特定鳥獣保護管理計画の策定（ニホンジカ）（17.4.1 施行） " 「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（柏市・沼南町合併に伴う改正）（17.3.28 施行） " 悪臭防止法に基づく臭気指数規制区域の告示（17.8.1 施行） 7 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則」の一部改正（17.7.1 施行） " 「千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の一部改正（17.7.22 施行） " 「千葉県分別収集促進計画」（18～22 年度）策定 8 「千葉県西・中央地域エコタウンプラン」変更承認	17	1 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）の完全施行 4 「土壤汚染対策法施行規則」の一部改正（搬出土壌処分方法の改正）（17.5.19 施行） 5 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（大規模不法投棄への対応、無確認輸出の取締強化）（17.10.1 施行） " 「浄化槽法」の一部改正（目的の明確化、水質基準の創設等）（18.2.1 施行） " 「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（17.6.1 施行、VOC 排出規制に関する部分 18.4.1 施行）（17.6.10 公布） 6 「大気汚染防止法施行令」の一部改正（VOC 物質と VOC 排出施設の設定）（17.6.1 施行） " 「大気汚染防止法施行令」の一部改正（報告、検査の対象）（18.4.1 施行） " 「大気汚染防止法施行規則」の一部改正（VOC 排出基準）（18.4.1 施行） " 「湖沼水質保全特別措置法」の一部改正（流出水対策地区および湖辺環境保護地区の新設。工場事業場に対する規制の見直し）（17.6.22 公布） 8 「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」の一部改正（水質基準対象施設 3 施設の追加）（17.8.15 公布）（17.9.1 施行） 9 「環境省関係浄化槽法施行規則」の一部改正（18.2.1 施行） 12 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する省令」の公布（特定建築材料に石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を指定・規模要件等の撤廃）（18.3.1 施行）
18	3 「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」の一部改正（18.4.1 施行） " 「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（大栄町の成田市編入、山武市設置に伴う改正）（18.3.27 施行） " 「千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の一部改正（18.4.1 施行） 4 「浄化槽保守点検業者登録に関する条例」一部改正（18.4.1 施行） " 「浄化槽保守点検業者登録に関する条例施行規則」一部改正（18.4.1 施行） " 「浄化槽法施行細則」一部改正（18.2.1 施行） 6 「千葉県地球温暖化防止計画」改定～ちば CO2 CO2（こつこつ）ダイエット計画～	18	2 「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」の公布（石綿が使用されている工作物を規制対象に追加）（18.10.1 施行） " 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正（無害化処理認定期制度）（18.8.9 施行）、（石綿含有廃棄物の処理基準）（18.10.1 施行） 7 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材（JIS A 5031）JIS 規格化（18.7.20 公示） " 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ（JIS A 5032）JIS 規格化（18.7.20 公示）

年月		県	年月		国
8	8	「千葉県環境保全条例施行規則」の一部改正（自動車環境管理計画書等の様式改正）（18. 8. 29 施行）			
	12	三番瀬再生計画（基本計画）策定			
19	1	「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規制」の一部改正（軽油の硫黄分の基準）（19. 4. 1 施行）			